

第11章 共同住宅各戸検針の取扱い

第 11 章 共同住宅各戸検針の取扱い

11.1 概要

受水槽以下の給水設備により給水を受ける共同住宅等において、企業団が貸与する水道メーター(以下「メーター」という。)を設置し、各戸検針及び水道料金徴収の取扱いを行う場合の基準及び手続に関し、必要な事項を定める。

11.2 用語の定義

- ① 「専用装置」とは、受水槽以下の給水設備をいう。
- ② 「親メーター」とは、受水槽の流入口に企業長が設置するメーターをいう。
- ③ 「子メーター」とは、専用装置に設置する企業団が貸与したメーターをいう。
- ④ 「使用者」とは、専用装置により給水を受けようとする者をいう。
- ⑤ 「所有者」とは、給水装置及び専用装置の所有者をいう。
- ⑥ 「管理責任者」とは、給水装置、専用装置、親メーター及び子メーターの維持管理のために、所有者が指名した者をいう。
- ⑦ 「各戸検針」とは、子メーターにより、使用者の使用水量を計量することをいう。
- ⑧ 「各戸徴収」とは、各戸検針により計量した使用水量に基づいて、企業長が戸別に水道料金等の徴収を行うことをいう。

11.3 共同住宅各戸検針の取扱いを受けるための要件

共同住宅各戸検針の取扱いを受けるためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 専用装置の構造が、企業長の定める基準に適合していること。
- (2) 専用装置の維持管理及び水質等に関する事項は、関係法令等の定めるところにより、所有者が管理し、その責任を負うこと。
- (3) 所有者は、受水槽の流入口に、企業長が支給した親メーターを設置すること。
- (4) 専用装置に設置する子メーターの数に、給水条例第 31 条に規定する加入金の額を乗じた額を納入していること。
- (5) 各戸及び共用栓等に、企業長が貸与した子メーターが設置されていること。
- (6) 検針、開閉栓、メーター取替等の業務を支障なく行うことが出来るよう万全の措置を講じること。また、オートロック等を採用している建物については、暗証番号を開示し、出入り口に施錠されている建物は、鍵を預託すること。
- (7) 子メーターを設置する箇所は公共スペース部とし、部屋内に立ち入らなくても容易に検針及び管理ができるものとする。

- (8) 子メーターをパイプシャフト内に設置する場合、メーターユニットの設置等にて、子メーターの検針や取替時に支障のない様、ガスメーター等他の配管及び器具との離隔を確保すること。
- (9) 露出部については、防寒装置及びラッキングを施すこと。

11.4 事前協議

共同住宅各戸検針の取扱いを受けようとする場合は、受水槽設置の事前協議に併せて、共同住宅各戸検針の取扱いの申請を行わなければならない。受水槽設置協議の手続については、「第9章受水槽の取扱い」を参照すること。

添付書類(受水槽設置事前協議時に要する書類と兼用してもよい。)

- ① 位置図
- ② 建物平面図及び立面図
- ③ 計画1日使用水量及び受水槽容量計算書
- ④ 貯水槽の材質及び構造図
- ⑤ 加圧ポンプの形式、揚水量等
- ⑥ 水理計算書
- ⑦ 配管系統図(着色)
- ⑧ パイプシャフト平立面図
- ⑨ メーター部分図
- ⑩ その他企業長が指示する書類

11.5 共同住宅各戸検針の取扱いの契約

共同住宅各戸検針の取扱いの承認を受けた所有者は、共同住宅の各戸検針業務及び水道料金等徴収業務等に関する契約書により、企業長と契約を締結しなければならない。

11.6 管理責任者の選定

所有者は共同住宅の水道使用に関する事項を円滑に処理させるため、管理責任者を選定して、企業長に届けなければならない。

また、管理責任者に変更があるときも、遅滞なく企業長に届け出なければならない。

11.7 専用装置、検針設備の維持管理

- (1) 所有者及び管理責任者(以下「所有者等」という。)は、専用装置等の良好な維持管理に努めるとともに、異常を知った時は、ただちに修理、取替、企業団へ連絡する等、適切な措置を講じなければならない。

- (2) 子メーター設置及び取替に必要な費用のうち、事故及び計量法に基づく検定満期メーター取替については企業団の負担とし、その他に要する費用は全額所有者等が負担すること。
- (3) 所有者等は、前号による損害が発生した時はその責を負うこと。

11.8 届出の義務

所有者等は、次に掲げる事項があったときは、速やかにその旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 所有者に変更があるとき。
- (2) 管理責任者に変更があるとき。
- (3) 受水槽の清掃を行うとき。
- (4) 専用装置の改造、修繕その他の変更を行うとき。
- (5) 出入口のオートロックの暗証番号又は鍵の変更を行うとき。

11.9 契約の解除

企業長は、所有者等が契約に違反し、警告してもなお指示に従わないときは、契約を解除することができる。